

# 「大島町観光総合計画策定業務委託」公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

大島町は首都東京から一番近い島として、独特な文化や地形等の地域資源を活かし、観光誘致に努めてきたところである。しかし、台風による災害やコロナウィルス感染症など大きく変化する社会情勢や大島町を取り巻く課題は多く、近年の観光客入込客数は減少している。

そんな中、令和6年3月には「第7次大島町基本構想・前期基本計画」が策定され、年間来島者数を25万人、更に令和13年度(2031年度)において年間交流人口22万人を目標に掲げている。

目標に向け、持続可能な観光地をつくるため、多様な関係者が連携し、大島町が目指すべきコンセプトやターゲット、マーケティングに基づき観光振興の方向性を明確にし、来島者と観光消費額拡大に繋がる効率的、かつ効果的な施策を展開する必要がある。

そこで10年先を見据えた大島町観光総合計画策定を目的とし、公募型プロポーザル方式による受注予定業者の選定を行う。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名称

大島町観光総合計画策定業務委託

### (2) 業務内容

大島町観光総合計画策定業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおり。

### (3) 履行期限

契約締結の日から令和7年3月25日(火)まで

### (4) 委託見積限度額

6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (5) 契約方法

本業務に最適な業者をプロポーザル方式により選定し、契約の相手方として随意契約する。

## 3. 受注業者の決定に係る日程

表1. 選考スケジュール

|                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 公告                 | 令和6年4月24日(水)               |
| (2) 実施要領の公表            | 令和6年4月24日(水)               |
| (3) 質問受付期間(第1号様式)      | 令和6年4月24日(水)～4月30日(火)17時まで |
| (4) 質問回答期限             | 令和6年5月2日(木)                |
| (5) 参加申込書の提出期限(第2号様式)  | 令和6年5月7日(火)17時まで           |
| (6) 参加資格の審査・通知(第3号様式)  | 令和6年5月9日(木)                |
| (7) 提案書の提出要請通知書(第4号様式) | 令和6年5月9日(木)                |

|                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| (8)企画提案申込書及び必要書類等提出(第5号様式) | 令和6年5月15日(水) 17時まで |
| (9)プロポーザル審査委員会             | 令和6年5月20日(月) ※予定   |
| (10)審査結果通知発送(第6号・第7号様式)    | 令和6年5月22日(水) ※予定   |
| (11)業務委託締結                 | 令和6年5月下旬 ※予定       |
| (12)業務完了                   | 令和7年3月25日(火)       |

※日程については、大島町の都合により変更となる場合がある。

#### 4. 参加資格

本業務への参加は、次に掲げる条件をすべて満たしている業者とする。

- (1) 地方自治表施工令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 落札決定の日までにおいて、大島町及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始申立てがなされていないこと。
- (4) 当該事業の目的を理解し、的確に遂行する能力を有すること。
- (5) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提案を作成したスタッフと同一のスタッフが担当すること。
- (6) 過去10年以内に、都道府県又は区市町村から受注した事業において、観光振興又はプロモーションに関する事業に従事した者。

#### 5. 質疑応答及び説明会

参加予定者からの本件に関する質疑には、次のとおり受け付ける。但し、当業務の企画提案に関連性がないと判断される場合には質疑を受け付けない。

##### ① 質疑

ア. 提出方法 本業務に疑義のある者は質問書(第1号様式)事務局の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題を「大島町観光総合計画策定業務委託についての質疑」とすること。原則、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。ただし、電話による受信確認は差し支えない。

イ. 提出期限 **令和6年4月30日(火)17時締め切り**

ウ. 送り先 FAX: 04992-2-1371

E-mail: c070101@town.tokyo-oshima.lg.jp

エ. 回答 質問に対する回答は随時、参加予定者のすべてに電子メールにて送付する。なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

② 説明会 説明会は実施しない。

## 6.参加表明手続

参加表明する者は、以下の要領で必要書類を提出すること。

### (1)本プロポーザルへの参加申込書等の提出

#### ①提出書類

ア. 参加申込書(第2号様式・1部)

イ. 会社概要(最新のもの、パンフレット等の使用も可、6部)

ウ. 観光に関する計画業務受託実績一覧(任意様式・6部、最大2ページまで)

エ. 業務実績成果物(任意様式・6部)

※業務実績一覧に記載したもののうち任意の業務(3業務以内)を対象とする。

オ. 納税証明書

カ. 商業登記簿謄本又は登記簿謄本

※本町の入札参加資格を有する者は、提出を省略することができる。

#### ②提出期限 **令和6年5月7日(火) 17時必着**

#### ③提出先 〒100-0101 東京都大島町元町 1-1-14

東京都大島町役場観光課

担当者: 振興係 山田

※提出書類の宛名は、「東京都大島町長 坂上 長一」とすること。

#### ④提出方法 事前に電話連絡の上、持参または郵送

## 7. 参加資格確認通知

(1)参加資格を審査し、確認結果をプロポーザル参加資格確認通知書(第3号様式)により通知する。

#### ①通知日 **令和6年5月9日(木)**

#### ②通知方法 電子メール及び通知

## 8. 企画提案書及び必要書類等の提出

プロポーザル関係書類提出要請書(第4号様式)が届いた者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下「提出書類」という。)を「持参又は郵送(提出期間内必着)により、事務局へ提出すること。

### (1)提出書類

①. 企画提案申込書(第5号様式)

②. 企画提案書(任意様式・A4サイズ・両面20ページ以内)

表 2. 業務内容

|    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 内容 | 「大島町観光総合計画」の検証に係る調査分性・取りまとめ          |
|    | リピーター増加やインバウンドの拡大など誘客促進に向けた施策に係る調査分析 |
|    | 調査結果等を踏まえた今後目指すべき方針や施策等の提案           |
|    | 計画策定に関する各種会議への参画及び資料作成等の支援           |

業務内容を確認の上、以下の項目について留意し作成のこと。

- ア. 業務に取り組む基本的な考え、企画に係るテーマ、コンセプトを明確に示すこと。
  - イ. 大島町第7次基本構想・基本計画で掲げる課題及び、施策との関連性を示すこと。
  - ウ. 大島町の地域特性と取り巻く課題を考慮して提案すること。
  - エ. 仕様書に示した業務を基本として、自社独自の経験や技術を活かした有益で画期的な提案をすること。
  - オ. 任意様式で業務実施体制、フローチャート及びスケジュールも含めて提案すること
  - カ. 原則、A4版で提出し、縦型、横書き、左綴じ、ページ番号割り振り必須、字体は誰もが読みやすいものとし、10.5ポイントを基本とすること。
  - キ. 企画提案書には、提案者の会社名、個人名の記載及び会社名、個人名が特定できる記号等は一切記入してはならない。
  - ク. その他に企画提案において特にアピールしたい点があれば記載すること。ただし提案上限額の範囲内に実施できるものに限る。
- ③. 見積書(任意様式)※捺印すること。
- ア. 見積書は封筒に入れ、封書し、表面には会社名のみを記名すること。
  - イ. 観光総合計画作成及び納品に伴う積算根拠が示された経費内訳を可能な限り詳細に記載すること。
  - ウ. 合計額には、消費税額を含めること。

## (2) 提出部数

上記①～③…正本1部、②のみ副本5部

※提出書類は、製本(ファイル等)し提出すること。

※正本には社名を入れ、副本には社名を入れない又は伏せること。

## (3) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

## (4) 提出期限

令和6年5月15日(水)17時必着

## (5) 提出先 〒100-0101 東京都大島町元町 1-1-14

東京都大島町役場観光課

担当者: 振興係 山田

※企画提案書の宛名は、「東京都大島町長 坂上長一」とすること。

## 11. 審査及び決定について

### (1) 審査方法

ア. 企画提案書の提出後、審査委員会において、提案社名を開示せず、参加者からのプレゼンテーション及び、ヒアリング(以下、「面談審査」という。)を実施する。

イ. 表2の基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に勘案し、内容を評価する。なお、評価点数の総合計の6割以上を満たした上位2者を選定する。同一点数となった場合については、より見積金額が低かったものを選定し、金額についても同額だった場合には、審査委員会の協議により選定する。

ウ.企画提案事業者が1社のみの場合、評価点数の総合計が6割以上を満たした場合、最適事業者として選定する。

エ. 合格基準に達するものがない場合には本プロポーザルによる選定を行わないものとする。

①実施日時 **令和6年5月20日(月)** 13時15分～※予定

詳細については別途通知する。

面談審査は企画提案書の提出順に行う。

②実施場所 東京都大島町役場3階 第三会議室

③実施時間 一提案者につき30分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング 15分程度)ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分を調整することがある。

④出席者 一提案者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

⑤留意事項 面談審査時の提出物は企画提案書等の他、全く関連性のない業務実績の提示、提出、配布等は認めない。ただし、これらを踏まえたうえで、パソコン等を用いた説明は許可する。なお、プレゼンテーションの準備は5分程度で済ませること。また、面談審査は個別に行い、非公開とする。

面談審査会場における使用可能な機器等として、説明者用ノートパソコン1台、パソコン画面を映写するプロジェクター1台、DVD の再生については、CPRM は非対応である。

・パーソナルコンピュータ 富士通 Life book

・OS Windows10

・インストールソフト Microsoft PowerPoint 2019 64bit

Microsoft Excel 2019 64bit

Microsoft Word 2019 64bit

## (2) 審査基準

表3. 評価基準表

| 評価項目   | 評価事項     | 評価の考え方  | 評価点 |
|--------|----------|---|-----|
| 基礎項目   | 提案事業者の実績 | ・業務を円滑に遂行するための実績を有しているか   | 10  |
| 実施金額   | 見積金額     | ・実施金額は妥当なものでかつ効率的な提案となっているか。<br>【計算方法】<br>A/B×10(小数点以下切り捨て)<br>A・・・全提案者中最低見積金額<br>B・・・当該提案者見積金額 | 10  |
| 企画提案内容 | 総括       | ・業務の目的を理解した上で、仕様書に定められる業務内容に対する的確で独自性の高い提案が行われているか。<br>・第7次大島町基本構想・基本計画で求                       | 20  |

|           |         |   |    |
|-----------|---------|---|----|
|           |         | められる内容を適切に理解しているか<br>・当町の強み、課題を考えられる提案となっているか                   |    |
|           | 企画力     | ・自社の経験や技術を活かした有益で画期的な提案となっているか                                  | 10 |
|           | 実現力     | ・取組内容が具体的かつ実現可能な提案であるか  | 10 |
|           | 実施体制    | ・取組体制が知識経験を有するものなど十分な人員体制を有しているか                                | 10 |
|           | スケジュール  | ・適切なスケジュールとなっているか   | 10 |
| プレゼンテーション | 取組・提案姿勢 | ・説明に取組意欲が感じられるか<br>・全体的に的確かつ簡潔な説明及び回答がされたか<br>・論理的で説得力のある説明であるか | 10 |
| 合 計       |         |   | 90 |

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者に採用通知書(第6号様式)又は不採用通知書(第7号通知書)にて、令和6年5月22日(予定)に通知する。また、結果に対する異議申立ては一切認めない。ただし、不採用の通知を受けた提案者は、不採用の理由について説明を求めることができる。

## 12. 契約の締結

大島町が最適業者の採用案を基に検討し、必要がある場合には最適業者に選定された者と協議のうえ仕様書を変更し、契約を締結する。

## 13. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合。

## 14. その他留意事項

- (1) 提案者が一社であってもこのプロポーザルは実施する。
- (2) 本件に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外には使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等については、原則として変更・削除等を認めない。
- (5) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像等を使用する場合には、提案者側の責において許諾を得たうえで使用、掲載すること。
- (6) 提出書類は、日本語を用いるものとする。また、通貨は日本円とする。
- (7) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、大島町情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (8) 契約の締結にあつては、大島町の契約書様式を使用する。

## 15. 参考事項

大島町観光総合計画策定までの全体スケジュールは以下のとおり

| 項目        | 令和6年度 |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 令和7年度 |    |    |    |    |    |     |     |
|-----------|-------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|
|           | 6月    | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 各種調査      | ■     | ■  | ■  | ■  | ■   | ■   | ■   |    |    |    |       |    |    |    |    |    |     |     |
| KPI等の検討   |       |    |    |    |     |     |     | ■  | ■  |    |       |    |    |    |    |    |     |     |
| とりまとめ     |       |    |    |    |     |     |     |    | ■  | ■  |       |    |    |    | ■  |    |     |     |
| パブリックコメント |       |    |    |    |     |     |     |    |    |    |       |    | ■  | ■  |    |    |     |     |
| 計画策定      |       |    |    |    |     |     |     |    |    |    |       |    |    |    |    |    | ■   | ■   |

## 16. 担当課(問い合わせ先)

東京都大島町役場観光課 振興係 山田

所在地: 〒100-0101 東京都大島町元町一丁目1-14

電話: 04992-2-1446

F A X: 04992-2-1371

E-mail: c070101@town.tokyo-oshima.lg.jp

### 附 則

この要領は、令和6年4月24日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。

第1号様式

令和 年 月 日

東京都大島町長 坂上 長一 殿

質 問 書

大島町観光総合計画策定業務委託のプロポーザルについて、以下の項目を質問します。

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 質問項目            |                     |
| 質問事項            |                     |
| 質問に対する<br>貴社の見解 |                     |
| 会社名             |                     |
| 担当部署            |                     |
| 提出者名            |                     |
| 連絡先             | 電話<br>FAX<br>E-mail |

※質問書は、令和6年4月30日(火)17時までにE-mailで提出してください。なお、提出にあたっては件名を「大島町観光総合計画策定業務委託についての質問」としてください。



第2号様式

令和 年 月 日

東京都大島町長 坂上 長一 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者  
電 話  
FAX  
印

### 参加申込書

大島町観光総合計画策定業務公募型プロポーザル実施要領を承諾の上、参加を申請します。  
なお、参加申請にあたっては、参加資格要件に定められた資格を有する者であること、また、本参加申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1.業務の名称 大島町観光総合計画策定業務
- 2.添付書類 (1)会社概要(最新のもの、パンフレット等の使用も可、6部)  
(2)観光に関する計画業務受託実績一覧(任意様式・6部、最大2ページまで)  
(3)業務実績成果物(任意様式・6部)  
※業務実績一覧に記載したもののうち任意の業務(3業務以内)を対象とする。  
(4)納税証明書  
(5)商業登記簿謄本又は登記簿謄本  
※本町の入札参加資格を有する者は、(5)の提出を省略することができる。

連絡担当者  
所 属  
役 職  
氏 名  
電 話  
FAX  
E-mail

第3号様式

文書番号  
令和 年 月 日

殿

東京都大島町長 坂上 長一

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

業務名称 大島町観光総合計画策定業務

結果①: 資格を有することを認めます。

結果②: 次の理由により、資格を有することを認められません。

理由: ため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日まで、観光課へその旨を記載した書面を提出してください。

第4号様式

文書番号  
令和 年 月 日

殿

東京都大島町長 坂上 長一

プ ロ ポ ー ザ ル 関 係 書 類 提 出 要 請 書

貴社から提出のあった大島町観光総合計画策定業務に係る参加申込書及び必要書類等について、審査の結果、参加資格を有すると決定いたしました。つきましては所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

- 1.業務名称 大島町観光総合計画策定業務
- 2.提出書類
  - ①. 企画提案申込書(第5号様式)
  - ②. 企画提案書(任意様式・A4サイズ・両面20項以内)
  - ③. 見積書(任意様式)
- 3.提出期限 令和6年5月15日(水)17時必着

第5号様式

令和 年 月 日

東京都大島町長 坂上 長一 殿

提案者 所在地

名 称

代表者

印

担当責任者

電 話

F A X

E-mail

企 画 提 案 申 込 書

業務の名称 大島町観光総合計画策定業務

業務期間 契約締結の日から令和7年3月25日まで

標記の業務について、企画提案書に必要書類等を添付し提出します。

第6号様式

文書番号  
令和 年 月 日

殿

東京都大島町長 坂上 長一

採用通知書

貴社から提出のあった大島町観光総合計画策定業務に係る企画提案書及び必要書類等について、審査の結果、最適であると決定いたしましたので通知いたします。なお、契約等の手続きにつきましては、別途ご連絡いたします。

第7号様式

文書番号  
令和 年 月 日

殿

東京都大島町長 坂上 長一

不採用通知書

貴社から提出のあった大島町観光総合計画策定業務に係る企画提案書及び必要書類等について、次のとおり、審査の結果を通知いたします。

- 1 審査の結果 不採用
- 2 不採用の理由